

災害時優先業務・業務継続体制(災害対策本部業務)

対策部名 (○は主管課)	班名	業務名	業務内容	目標時期						必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間				～2週間	～1月
危機管理対策部 [総務課危機管理局]	事務局	災害対策本部に関すること	災害対策本部の運営	○ 開始	○ 概況把握 情報提供開始		○ 救助から捜索・復旧 へ	○ 終了 復興本部へ移行			PC、通信機器、ホワイトボード	県災害対策本部 県災害対策本部中部支部 防災関係機関		
			指揮命令系統の決定 連絡体制の確保	○ 開始										
			職員の安否状況の確認及び各対策部へ 非常時優先業務の動員・作業依頼	○ 確認・依頼								通信機器		
			消防団に対する動員要請、情報提供	○ 開始								通信機器	消防団(水防団)	
		人命の検索・救護に関すること	必要な物資・情報の提供を行う	○ 準備 情報収集	○ 開始							防災行政無線 電話回線	広域連合消防局、 県警本部(倉吉警察署)、 自衛隊、消防団(水防団) 厚生病院、温泉病院 等	
		災害時要援護者システムの稼働	要演技者情報システムによるリスト抽出、民生対策部への情報提供	○ 抽出・提供								災害時要援護者登録リスト	健康福祉課、民生委員	一定期間ごとにリストの更新を行うこと
		災害救助法による救助計画及び実施に関すること	県の救助計画に基づく各種救助の実施に関する調整を行う	○ 開始								通信機器、防災行政無線、 PC、テレビ、ラジオ等	県災害対策本部 県災害対策本部中部支部	鳥取県地域防災計画に従う
		防災行政無線の維持・管理に関すること	防災行政無線の運用、維持管理	○ 機器点検・開始								防災行政無線	県災害対策本部 県災害対策本部中部支部	
		応援出動の要請に関すること	自衛隊の派遣要請		○ 要請	○ 受入	○ 支援				○ 撤収支援	電気、通信可能な部屋を提供 (部隊は自活)	自衛隊	活動拠点(部隊、事務)の整備
			緊援隊、広緊隊受け入れ			○ 受入	○ 支援	○ 撤収支援				電気、通信可能な部屋を提供	緊援隊(消防) 広緊隊(警察)	活動拠点(部隊)の整備
応援協定締結団体への要請			○ 要請		○ 受入					電気、通信可能な部屋を提供	県災害対策本部 県災害対策本部中部支部 協定締結機関	活動拠点(事務)の整備		
総務対策部 (○総務課 会計課 議会事務局 財政課 企画課)	情報班	災害情報の収集及び被害状況の取りまとめ及び報告・広報に関すること	情報収集、情報発信内容の検討 人形峠環境技術センターの状況確認 避難指示等 防災無線等による、避難指示 避難所等の情報提供 状況一覧の作成	○ 開始 情報収集 広報・伝達							通信機器、防災行政無線、 PC、テレビ、ラジオ等	県危機対策・情報課 中国電力、消防団 各マスコミ		
		町民の避難誘導に関すること	町民の安全な避難誘導に関すること	○ 開始		○ 終了						防災行政無線(移動系)	町消防団(水防団) 県警本部(倉吉警察署)	
	総務班	庁内放送等に関すること	本部からの情報等を庁舎内に伝達する	○ 開始								庁内放送機器 電源装置	放送機器保守業者	機器の破損、電源喪失の場合は別の周知方法をとる(掲示板等)
		配車計画及び車両の確保に関すること	人員、車両、必要資機材の確保・運用		○ 開始							公用車、必要資機材		
		被災職員に対する給付等福利厚生に関すること	職員共済組合、共済会等への給付申請受付等を行う。							○ 開始			鳥取県職員共済組合	
		報道対応、本部長来訪者に関すること	定例記者会見、電話対応(報道機関)	○ 随時対応										報道対応の責任者は総務課長とする
	財務班	災害時における物資の調達に関すること	物資の調達先の選定、調達 災害時の物品の納入		○ 調達先選定、調達								県災害対策本部中部支部	
		町有財産の保全及び被害調査	町有財産の保全及び被害調査	○ 調査開始		○ 調査終了	○ 応急処置							
災害対策に必要な財政処理に関すること		災害対策に必要な財政処理に関すること					○ 開始							
公共施設の維持修繕業務に関すること		公共施設の維持修繕業務に関すること						○ 開始 (災害状況による)						

災害時優先業務・業務継続体制(災害対策本部業務)

対策部名 (〇は主管課)	班名	業務名	業務内容	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
工商農林対策部 〇農林課 農業委員会事務局 観光交流課	工商観光班	災害時における観光客避難救助等安全対策に関する事	施設からの避難、観光客の対する避難誘導	〇 避難誘導、避難指示								通信機器 防災行政無線	施設管理者 観光協会 観光関連業者	発災の時刻や日時により業務が大きく変化する	
		商工業及び観光施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事	施設の調査、対策				〇 調査開始						通信機器 公用車	観光協会	
工商農林対策部 〇農林課 農業委員会事務局 観光交流課	工商観光班	観光関連事業者からの相談・問い合わせ	外部への観光関連の情報発信、地元観光業者からの相談対応 各種支援策の情報収集及び提供					〇 情報収集・発信 相談受付				通信機器 町HP	観光協会 観光関連業者		
		災害用食糧の確保・配分に関する事	物資の調達先の選定、調達 避難者の確認 災害時の物品の納入	〇 準備(備蓄食料・避難者数等の確認)	〇 物資集積所開設 調達先選定、調達									県 民間業者(スーパー等)	備蓄品の確認
	農林班	農作物・家畜並びに関係施設の被害調査報告に関する事 林産物の被害調査報告及び必要な対策に関する事	現地調査や聞き取りによる情報収集 必要に応じた対策の実施				〇 情報収集 現地調査	〇 情報収集 現地調査					通信機器 公用車 デジカメ	中部総合事務所農林局、JA	
		農作物・家畜等の防疫及び死亡処理に関する事	処理体制の確立				〇 処理体制検討 処理開始						消毒薬品	中部総合事務所農林局、JA	
		災害地における種苗・生産資材等の調達・斡旋に関する事	資材調達、調達ルートの確保									〇 開始 (災害状況による)			
		官民を挙げた経済活動の回復に係る各種施策の周知・相談・支援に関する事										〇 開始 (災害状況による)			
		国、県等の経済支援施策に関する相談窓口・受付窓口に関する事										〇 開始 (災害状況による)			
		農林事業者、林業従事者等に対する資金援助に係る事務に関する事										〇 開始 (災害状況による)			
		貯木・流木の災害対策に関する事						〇 開始(二次災害のおそれがある場合)							
		復旧用木材の調達及び払下げに関する事										〇 開始 (災害状況による)			
民生対策部 〇町民課 健康福祉課	厚生班	老人福祉施設の被害情報の収集及び復旧に関する事	被害状況の把握 支援方法の決定 支援の実施	〇 開始	〇 決定	〇 実施							当該施設等管理者・国・県		
		要配慮者等の保護・援護・収容に関する事	安否確認・被害状況の把握 各者の保護・援護・収容等の決定 保護・援護・収容等の実施	〇 開始	〇 決定・実施								要援護者等台帳・通信機器 公用車	町社会福祉協議会・三喜苑・みのり福祉会	災害時における要援護者の受け入れに関する協定の締結
		避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の救護に関する事	開設避難所の安全確認 避難所の開設、運営	〇 安全確認	〇 施設の開設 運営開始				〇 運営主体の変更を検討				備蓄食糧・生活資材 公用車		
		日赤救護班等応急救護に関する部外機関との連絡に関する事	救護所の設置に関する事 災害現場又は救護所への医療班の派遣 応急救護に関する関係機関との連絡調整	〇 救護所の設置	〇 関係機関への要請	〇 救護所設置状況の周知							保健師 救護所施設 医療資材	県 日赤 医療機関	
		被災者に対する生活保護に関する事	生活保護対象者の生活相談窓口の開設						〇 窓口開設				PC		
		生活必需品の配分に関する事	被害状況の把握 生活必需品の調達・配達		〇 情報収集	〇 必要物資の選定	〇 物資の調達・配布						公用車	県・国	
		災害ボランティアの受入れに関する事	ボランティアの受入れ、地域への派遣 ボランティアセンターへの職員派遣 上記情報発信等の広報業務			〇 ボランティアセンターの体制構築	〇 広報活動 受入れ施設の選定		〇 受入・派遣				防災無線・町HP 公用車	県・国	
		被災者の生活再建支援基金の活用に関する事							〇 開始						
		その他被災地の民生安定に関する事	被害状況の把握 対策方法の決定・実施・広報				〇 状況の把握	〇 決定・実施					防災無線・町HP 公用車		
		被災住宅の情報収集及び罹災証明の受付・発行に関する事	被災住宅の情報収集 罹災証明の受付・発行						〇 開始						

災害時優先業務・業務継続体制(災害対策本部業務)

対策部名 (○は主管課)	班名	業務名	業務内容	目標時期							必要な資源	関係機関	備考			
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月		
民生対策部 〔○町民課 健康福祉課〕	衛生班	災害時の医療・助産・救護所に関すること	安否確認・被害状況の把握 救護所等の開設・広報	○ 開始	○ 決定	○ 実施						母子手帳交付等台帳 通信機器 公用車	県・国・医師会			
		保健衛生施設並びに医療機関の被害調査報告並びに必要な対策に関すること	医療機関等の被害状況、患者の収容状況の 情報収集と応急対策の実施	○ 開始	○ 応急対策の決定	○ 実施							公用車	当該施設等管理者・県・国		
		医療品・衛生資材の確保及び配分に関すること	医療品・衛生資材の調達・配布		○ 状況把握の開始	○ 調達	○ 配送						医薬品 衛生資材 公用車	県・国・医師会		
		生活必需品の配分に関する こと	被害状況の把握 生活必需品の調達・配送		○ 状況把握の開始	○ 調達	○ 配送						公用車	県・国		
		埋葬等に関すること	火葬、埋葬の許可事務 死亡届の受付 遺体の管理、情報収集			○ 開始							斎場 PC 通信機器	警察		
		環境衛生・食品衛生の指導 及び毒劇物の安全対策に関する こと	被害状況の把握 対策方法の決定 対策の実施及び広報		○ 被害状況の把握	○ 対策の決定、実施										
		ごみ処理に関すること	可燃ごみ収集の再開 瓦礫等被災廃棄物の取集、処理				○ 情報収集	○ 収集開始							ごみ収集業者 廃棄物処理業者 鳥取中部ふるさと広域連合	
		し尿処理に関すること	し尿収集業者の状況確認、住民依頼に 対する対応要請					○ 情報収集 対応実施							し尿収集業者	
		清掃・死亡獣畜処置に関する こと														
		その他被災地の応急衛生対策 (消毒等防疫)に関すること	消毒の実施、消毒材の配布			○ 消毒等防疫 活動の実施	○ 消毒剤の配布	○ 町民への広報						消毒薬 衛生材料 公用車		
土木対策部 〔建設水道課〕	建設班	公共土木・農林施設及び都市施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること	各施設の被害状況の把握	○ 状況把握								通信機器、公用車、土木技師、 建築技師、農林技師	中部総合事務所県土整備局、 農林局			
			応急復旧施設・箇所の決定		○ 決定								中部総合事務所県土整備局、 農林局			
			応急工事				○ 開始						中部総合事務所県土整備局、 農林局			
		道路の交通不能箇所の調査・連絡及び交通帰省に関する こと	町道及び国道道の被害状況の把握・情報提供	○ 概況把握 情報提供開始									車両、通信機器 建設事業経験者等人員	中部総合事務所県土整備局 三朝町建設業協会		
			応急復旧路線・箇所の決定		○ 決定									中部総合事務所県土整備局		
			応急工事			○ 開始								中部総合事務所県土整備局 三朝町建設業協会		
			障害物の除去		○ 開始									中部総合事務所県土整備局 三朝町建設業協会		
			除雪		○ 開始								大型特殊車両運転職員 除雪用車両・資機材	中部総合事務所県土整備局 三朝町建設業協会	災害に関わる部分のみ	
		河川・農地・農業施設等の被害調査報告並びに必要な対策に関する こと	各施設の被害状況の把握	○ 状況把握									通信機器、公用車、土木技師、 農林技師	国土交通省、中部総合事務所 県土整備局、農林局		
			応急復旧施設・箇所の決定		○ 決定									国土交通省、中部総合事務所 県土整備局、農林局		
			応急工事				○ 開始							国土交通省、中部総合事務所 県土整備局、農林局		
		応急仮設住宅・仮設トイレ等の建設に関する こと	建設予定地の確保					○ 開始							地域防災計画に候補地記載	
			関係機関との調整					○ 開始						中部総合事務所建築住宅課 民生対策部		
建築工事							○ 開始				通信機器、建設資機材、運搬車	中部総合事務所建築住宅課 民生対策部建築業者	※基本は県が実施するが委任を受けた場合町が実施(設計は県)			

災害時優先業務・業務継続体制(災害対策本部業務)

対策部名 (○は主管課)	班名	業務名	業務内容	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
土木対策部 [建設水道課]	建設班	建築資材の調達及び斡旋に関すること	資機材の状況確認及び調達先・保管場所の確保			○ 保管場所の決定 資機材の状況把握	○ 資機材の調達開始					公用車、倉庫、資機材	建設・土木業者		
		被災者住宅に関すること	応急危険度判定(家屋)				○ 概況把握	○ 開始				建築士(県から派遣)	中部総合事務所建築住宅課 鳥取県建築士会	判定のみを土木対策部で行う。	
		被災者住宅に関すること	応急危険度判定(宅地)				○ 概況把握	○ 開始				危険度判定士(県から派遣)	中部総合事務所県土整備局	判定のみを土木対策部で行う。	
			り災証明に係る建物危険度判定						○ 開始			建築士(県から派遣)	中部総合事務所建築住宅課 鳥取県建築士事務所協会		
			被災住宅の応急修理						○ 開始	○ 終了		建設資機材	建築業者 民生対策部	状況により民生対策部と協力	
		公営住宅等建築物の被害調査に関すること	公営住宅等の被害状況の把握		○ 概況把握								通信機器、公用車、土木技師、建築技師	国土交通省 建築住宅課	
			応急修理等						○ 開始						全体の被災状況により優先順位をつけて行う
	水道班	上下水道施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること	水道施設及び下水道施設、温泉配湯施設の被害状況		○ 概況把握								建設事業経験者等人員	県	
			応急復旧箇所の決定			○ 決定							優先的資材の調達		
			応急工事				○ 開始						三朝町給水・排水の指定業者		災害等対応に係る協定の締結が望ましい
飲料水の確保及び供給					○ 開始										
文教対策部 (○教育総務課 社会教育課 図書館)	学校教育班	学校教育施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること	小中学校施設の被害状況の把握及び応急対策		○ 状況把握・報告							通信機器、公用車、記録メディア	他自治体応援職員		
		児童・生徒の避難に関すること	児童・生徒の安全確保及び避難誘導、保護者への連絡		○ 開始									発災時の最優先事項	
		災害時の応急教育に関すること	被災、避難中の児童生徒に対する授業・指導の実施(特別支援教育を含む)						○ 開始 (災害状況による)			通信機器、PC	鳥取県教育委員会 他市町村教育委員会	区域外の避難児童・生徒についても授業・指導を提供する	
		災害時の学校給食に関すること	給食センターの被害状況の調査及び関係機関への給食提供の協力依頼						○ 開始 (災害状況による)			調理機器設備、食材	鳥取県教育委員会 他市町村教育委員会		
		教科書・学用品等の調達及び配分に関すること	被災した児童・生徒へ授業再開のための学用品等を支給						○ 開始 (災害状況による)			学用品、教職員	鳥取県教育委員会 他市町村教育委員会		
	社会教育班	社会教育施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること	社会教育施設の被害状況の把握及び応急対策		○ 状況把握・報告									自衛隊、緊援隊等	受援受入施設、物資集積所、被災ゴミ集積場等への活用
		災害活動に協力する社会教育団体等の連絡に関すること	協力団体の受入体制の整備、支援活動の連絡調整				○ 広報及び支援活動の調整開始						受入施設、通信機器、防災行政無線、PC、テレビ、ラジオ等		
		災害時の文化財の保護に関すること	文化財の被害状況の調査報告				○ 開始					通信機器、公用車、記録メディア			